**島根県指定障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要綱**

（目的）

第１条　この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）第51条の３、第51条の４、第51条の32及び第51条の33の規定、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の５の26、第21条の５の27、第24条の19の２において準用する第21条の５の26及び第21条の５の27、第24条の39及び第24条の40の規定並びに障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成24年３月30日付け障発0330第32号厚生労働省社会・援護局傷害保険福祉部長通知）に基づき、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定障害児相談支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査及びこれに付随する事務（以下「検査等」という。）について基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施並びに均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

（一般検査）

第２条　業務管理体制の届出内容を確認するため、障害福祉サービス事業者等から書面で報告等を徴収する書面検査を概ね３年に１回以上実施することを基本とする。必要に応じて、障害福祉サービス事業者等又はその従業者に出頭を求め、面接により届出事項の内容等について聴取を行う面接検査の方法、又は障害福祉サービス事業者等の本部等への立入り検査の方法により実施するものとする。

２　検査対象は、毎年度策定する実施計画に基づき、選定するものとする。

３　一般検査の方法は、届出内容について、文書により次の報告を求める。

(1)　法令遵守責任者の役割及びその業務内容

(2)　業務が法令に適合することを確保するための規程の内容

(3)　業務執行の状況の監査（法令遵守に係る監査）実施状況及びその内容

４　一般検査の実施にあたっては、検査対象となる障害福祉サービス事業者等に対し文書により通知するものとする。

５　検査結果の通知は、文書により障害福祉サービス事業者等へ通知するものとする。改善を要する事項については、期限を付して、改善の状況について報告を求めるほか、必要に応じてその状況を確認するものとする。

６　前項の報告等の内容に不備が認められた場合には、障害福祉サービス事業者等の従業者に出頭を求め、改善を求める。

（立入検査）

第３条　前条第６項においても、改善が見込まれない場合には、当該障害福祉サービス事業者等の本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証する。

２　立入検査の通知は、被検査障害福祉サービス事業者等を決定したときは、文書により、事前に当該障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。

ただし、実効性のある実態把握の観点から、立入検査の開始時に文書を提示することができる。

３　検査結果の通知は、検査の結果、勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、文書によってその旨の通知を行うものとする。

４　前項で通知した事項について、期限を付して文書により報告を求めるものとする。

(特別検査)

第４条　指定事業所等の指定等取消相当の事案が発覚した場合には、当該障害福祉サービス事業者等の本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、当該事案への組織的関与の有無を検証する。

２　特別検査の対象は、指定事業所等の指定等取消処分相当事案が発覚した障害福祉サービス事業者等を対象とする。

３　第５条に定める措置には至らないで改善を要する事項については、文書により通知するものとし、改善の状況等について、期限を付して報告を求めるものとする。

４　障害福祉サービス事業者が行政上の措置にかかる命令に違反したときは、当該違反の内容を指定事業所等の権限を有する市町村に通知するとともに、他の事業所等の指定・更新の拒否に該当する旨、あわせて通知するものとする。

(行政上の措置）

第５条　検査の結果、行政上の措置を要すると認められた場合には、障害者総合支援法第51条の４及び第51条の33並びに児童福祉法第21条の５の27及び第24条の40に定める「勧告、命令等」、障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査方針（平成27年３月13日付け障発0313第２号厚生労働省社会・援護局傷害保険福祉部長通知）第２の２(1)ウ(エ)に定める「特別な処置」の規定に基づき、次の行政上の措置に係る文書を障害福祉サービス事業者等に交付し、当該行政上の措置に係る対応について、期限を付し、書面により報告を求めるものとする。

(1)　勧告

厚生労働省令で定める基準に沿って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。

(2)　命令

勧告を受けた障害福祉サービス事業者等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その措置を採るべきことを命ずることができる。

(3)　特別な措置

前項の命令に違反したときは、当該障害福祉サービス事業者等の運営する指定事業所等について立入検査を行い、当該指定事業所等の法令等遵守状況について検証するものとする。

ただし、障害福祉サービス事業者等の本部等への立入検査後、既に指定事業所等の立入検査を実施し、事実関係を検証している場合には、この限りでない。

(市町村長の要請に基づく検査に係る通知)

第６条　市町村長の求めに応じて検査を実施した場合は、求めのあった市町村長に対し結果を文書で通知するものとする。

なお、指定事業所等の指定取消が行われた不正事案への障害福祉サービ

ス事業者の組織的関与の有無を検証した場合は、その結果を当該事業者が運営する他の指定事業所等の指定等権者である市町村長に対しても通知するものとする。

(検査結果の公表)

第７条　確認検査の結果については、別に定める島根県指定障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要領により公表を行うものとする。

(その他）

第８条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、島根県指定障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要領に定める。

附 則

(平成31年３月29日制定)

この要綱は、平成31年４月１日から施行する

この要綱は、令和３年７月１日から施行する。